

平成 26 年度 テーマ監査の結果に基づく措置状況

テーマ	機関名	ページ
未利用県有地等の利活用及び処分について	総務局	1～3
	地域政策局	4
	環境県民局	5
	健康福祉局	6
	商工労働局	7
	農林水産局	8
	土木建築局	9～10
	病院事業局	11
	教育委員会	12～13
	警察本部	14

監査結果(意見)

1 未利用県有地の利活用の推進について

(1) 未利用地リストの有効活用及び開示

財産管理課では、平成 19 年から 2 年ごとに各部局に対し未利用となった県有地について照会を行い、未利用地リストを作成している。このリストの利用は財産管理課において、販売の計画を立てる場合や近隣者からの問い合わせ時の対応に活用しているのみで、情報を活かしきれているとは言えない状況にある。

このため、まずは県庁内 LAN を活用するなど庁内での情報共有を進め、未利用地の利活用の促進を図っていただきたい。

また、市町に対しても定期的に情報提供を行い、市町における利活用の意向確認を行っていただきたい。

さらに、県のホームページに掲載するなど、広く県民に情報提供を行い、ニーズの把握に努めていただきたい。

措置の内容

未利用県有地の利活用を促進するため、未利用地リストについて庁内での情報共有を図るとともに、所在市町へ定期的に情報提供することとし、現在、具体的な作業に入っている。

また、県民に対し、広く効果的に情報提供を行うため、県ホームページへの掲載方法等について検討を行っている。

引き続き未利用地リストの有効活用及び開示に努める。

監査結果(意見)

(2) 未利用県有地に関する事務の一元化

未利用県有地の処分には、土地の測量、境界確定、登記などの業務が必要となるが、現在、各機関がこうした業務をそれぞれ整理した後に、財産管理課へ引き継ぐこととされている。

しかしながら、未利用県有地の中には境界の未確定や相続人の所在不明などにより財産管理課に引き継がれない案件が数多く存在しており、各機関が個別にこうした案件を速やかに処理することは困難であり、事務の停滞を招くこととなる。

普通財産は、管理規則に基づき、財産管理課に所属するものであり、その管理及び処分に関する事務は、同課において取り扱うものであることから、財産管理課の体制を整備した上で、早期に引き継ぎ、一括して事務を執行するよう見直しを行っていただきたい。

措置の内容

境界紛争等による筆界未定、地元とのトラブル等の課題があり、すぐに売却公募を行うことのできない未利用県有地は、国有財産法でいう「引継不適当財産」に該当するが、これらの課題はそれが発生するに至った具体的経緯が重要である。制度や手法はそれを解決するためのツールに過ぎず、これまで行政財産として取得・使用してきた財産管理者が、用途廃止までの具体的経緯を踏まえ、これらの課題を解決することが最も効率的と考えられる。

制度主管課である財産管理課としては、具体的なケースに応じた制度や手法を紹介するなど財産管理者が具体的な経緯を踏まえて課題を適切に解決するための側面的支援に一層注力することとし、本年度においては全庁的に担当者の参加を募り勉強会を 3 回開催したところである。

監査結果(意見)

(3) 不在者財産管理制度を活用した未利用県有地の処分の推進

未利用県有地の処分に当たり、隣接者が所在不明により境界確定が行えないため、財産の処分ができない事例が見受けられるが、このうち、平成 26 年度に農林水産局において、不在者財産管理制度を活用し、境界を確定した事例があった。元広島県立可部高等学校や安佐南警察署祇園交番(元安佐南警察署祇園県警待機宿舎)など、隣接者の所在不明等の理由により境界確定が行えない場合は、こうした制度を積極的に活用し、未利用県有地の処分を進めていただきたい。

措置の内容

隣接者の所在が不明であったり、境界紛争により敷地境界・実測面積の確定ができなかったりするなど、売却処分的前提条件が整わない未利用県有地については、制度主管課である財産管理課として、所管課に対して個別の状況に即した課題解決のための制度や手法を紹介するとともに、(2)で既述の勉強会を開催するなど、側面的支援の強化を図っている。

なお、財産管理課が所管する未利用県有地においては隣接者が所在不明により境界確定が行えない状況の財産がないため、不在者財産管理制度を活用した事例はない。

監査結果(意見)

(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡

道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者(市町)へ譲渡することを検討していただきたい。

措置の内容

道路敷地等として市町に無償貸付を行っている未利用県有地について、全庁照会を実施し、現状把握を行ったところである。引き続き、譲渡の可能性等を検討し、貸付事務手続の軽減を図るよう努める。

監査結果(意見)

(5) 長期にわたり貸付地として利用されている未利用県有地の譲渡

貸付地の中には、庁舎・事務所など建物が建てられたり、運動場や駐車場として長期に利用されているものがある。これらの未利用県有地については、県として引き続き所有する必要があるかどうかを検討したのち、不要と考えられるものについては、借受人と譲渡の協議を進めていただきたい。

措置の内容

県として引き続き所有する必要がないと判断されるものについては、過去の経緯や相手方の経済状況を踏まえ、借受人への売却を進めているところであり、今年度6件中2件の整理を行ったところである。残り4件について、引き続き借受人と協議を進めていく。

監査結果(意見)

2 未利用県有地の管理に係る事務について

(1) 未利用県有地の管理に係る委託業務の集約

未利用県有地の管理に当たり、各機関において草刈り等の維持管理業務の発注がなされている。平成25年度に財産管理課が県有施設等環境整備事業として未利用県有地の草刈り業務の一括発注を行った事例がある。このような事例を先例に、各機関における個別発注ではなく、対象地をまとめて発注するなど事務の集約を行い、入札における競争性の確保及び発注事務の効率化を検討していただきたい。

措置の内容

草刈り業務委託については、実施時期が集中し受注者も業務が多忙となること、業務実施場所が県内全域に散在し、規模が大小さまざまであること、防草シートや砂利の施工の有無等、業務内容が異なることなど、一括発注には適さない実情があるものの、隣接する、あるいは近隣にある県有地で所管課が異なる場合など、一括発注することにより効率化が見込まれる土地については一括発注の可能性を検討する。

監査結果(意見)

(2) 財産の正確な数量の把握

管理規則及び教育委員会管理規則に定める土地台帳に記載する土地の面積欄には、登記面積欄と実測面積欄の2つがある。この2つの面積欄を比較したときに、明らかに面積が異なっているものがある。財産の数量は正確である必要があるため、その差異について原因を調査し、必要に応じて再測量を行うとともに、地積の更正を行うなど、財産の適正管理に努めていただきたい。

措置の内容

登記制度・登記事務手続における取扱いの変遷及び測量技術の進歩等により、管理規則及び教育委員会管理規則に定める土地台帳に記載する土地の面積欄の登記面積と実測面積に差が生じたものと推測される。

県有地を売却処分等する場合においては、実測面積と登記面積が一致している必要があるため、それまでに適宜再測量や地積更正を行うなど、財産の適正管理に努める。

監査結果(意見)

3 貸付事務について

(1) 貸付事務の適正化

市町などが、道路等に使用している未利用県有地の中には、普通財産の貸付手続が行われていないものが見受けられる。

このことは、平成17年度包括外部監査でも意見がなされたところであり、未だ改善が図られていないことは、財産管理上極めて不適切である。速やかに市町などと協議し、適切な対応を検討していただきたい。

措置の内容

平成17年度に監査意見をいただいた案件については、平成26年10月に対応済みである。今年度においては、8件中4件の整理を行ったところであり、引き続き、管理する市町と使用貸借契約を締結するなどの整理を行う。

監査結果(意見)

(2) 貸付事務の効率化

未利用県有地の貸付けについて、不動産貸付要領により複数年(最長5年)にわたる貸付契約が可能であるにもかかわらず単年度の貸付契約として行っているものがあった。貸付期間については、財産を処分するまでの間の暫定的な貸付けの場合は、単年度とすることもありうるが、借受人が事務所を建てるなど継続的に使用することが見込まれるものについては、借受人への有償譲渡又は複数年契約による事務の効率化を検討していただきたい。

措置の内容

貸付期間については借受人の意向も踏まえ調整を行っているが、監査意見をいただいた案件については今年度で貸付けが終了し、長期使用の見込まれる県有地で単年度契約のものは皆無となる。

監 査 結 果 (意見)

1 未利用県有地の利活用の推進について

(7) 大仙地区の利活用について

大仙地区(2,326,213㎡)は、その一部(約35,000㎡)について、太陽光発電施設としての活用が決まっているものの、平成17年度包括外部監査でも課題として取り上げられたとおり、山林としての存置が継続している状況にある。

大仙地区は、未利用県有地の約6割を占める財産であり、未利用県有地の中で最も面積が広いことから、この利活用は、県にとって重要な課題である。このため、地元自治体である東広島市と緊密な連携を図りつつ、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通など、交通・物流基盤の整備状況や社会経済情勢の動向などを踏まえ、具体的な利活用方法について検討を進めていただきたい。

措 置 の 内 容

大仙地区は、空と陸の交通結節点を活用した高次複合産業交流拠点の整備を目指して平成5年3月に「クリーンヒル大仙計画」を策定したが、社会情勢の変化等により、実現が困難となり、この計画が中止に至ったものである。当該土地は上下水道や道路基盤などのインフラが未整備の状況であり、県有地の有効活用の観点から現在まで、暫定的に簡易な自然公園的活用を行ってきたところである。

大仙地区は空と陸の交通結節点であるという特徴を活かして、その利活用を進めて行く必要があると認識している。このため、広島空港周辺地域発展方策検討会議において、活用ニーズの情報収集などに取組み、企業誘致などに向けた利活用の検討を実施してきたところであり、暫定的に自然公園的利用を行ってきた県有地の一部を、この度、メガソーラー発電事業用地として、活用することとしたところである。

引続き、交通・物流基盤の整備などの空港周辺環境や景気動向などの社会経済情勢の変化、企業ニーズの動向などを見極めながら、長期的な視点から未利用地全体の利活用策の検討に取り組んでまいりたい。

監 査 結 果 (意 見)
<p>1 未利用県有地の利活用の推進について</p> <p>(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡</p> <p>道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【県立広島大学庄原キャンパス隣接地（学事課）】</p> <p>貸付期間が平成27年3月31日に終了することから、庄原市に当該土地の買取りについての意向確認を行ったが、庄原市の財政上の問題から買取りは困難との回答があった。今後も引き続き買取りに応じるよう交渉を行う。</p>

監 査 結 果 (意見)
<p>1 未利用県有地の利活用の推進について</p> <p>(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡 道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者(市町)へ譲渡することを検討していただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【福山児童相談所道路敷地(こども家庭課)】 該当敷地には、東部こども家庭センターの工作物を設置しており、引き続き県が所有していく。</p> <p>【元障害者リハビリテーションセンター(障害者支援課)】 貸付事務軽減の観点から東広島市への譲渡等を含め、今後の対応について財産管理課と協議中である。</p>

監 査 結 果 (意見)
<p>2 未利用県有地の管理に係る事務について</p> <p>(2) 財産の正確な数量の把握 管理規則及び教育委員会管理規則に定める土地台帳に記載する土地の面積欄には、登記面積欄と実測面積欄の2つがある。この2つの面積欄を比較したときに、明らかに面積が異なっているものがある。財産の数量は正確である必要があるため、その差異について原因を調査し、必要に応じて再測量を行うとともに、地積の更正を行うなど、財産の適正管理に努めていただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【子供の家三美園(こども家庭課)】 該当の土地(2224の2)については、昭和37年2月5日に、登記面積327.00㎡のうち40.69㎡が児童課(三美園)から尾道特別支援学校に所属換となっており、こども家庭課の所有する土地は286.31㎡である。</p> <p>平成21年12月9日に尾道特別支援学校において、誤記訂正で実測面積が40.69㎡から327.00㎡に変更されており、該当の土地について、尾道特別支援学校とこども家庭課の土地台帳に2重に登録されている状態となっている。</p> <p>該当の土地全てを尾道特別支援学校が管理している実態があるため、残りの部分について、こども家庭課からの所属換について検討・調整中である。</p>

監 査 結 果 (意見)
<p>3 貸付事務について</p> <p>(2) 貸付事務の効率化 未利用県有地の貸付けについて、不動産貸付要領により複数年(最長5年)にわたる貸付契約が可能であるにもかかわらず単年度の貸付契約として行っているものがあつた。貸付期間については、財産を処分するまでの間の暫定的な貸付けの場合は、単年度とすることもありうるが、借受人が事務所を建てるなど継続的に使用することが見込まれるものについては、借受人への有償譲渡又は複数年契約による事務の効率化を検討していただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【元府中警察署鵜飼町県警庁舎3,4号(健康福祉総務課)】 当該土地は、その一部分の譲渡を協議中であるため、平成27年度は借受人と単年度契約を締結したが、譲渡の協議が整った後は、譲渡までの間は複数年契約を行う。</p>

監 査 結 果 (意 見)
<p>1 未利用県有地の利活用の推進について</p> <p>(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡</p> <p>道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【観光課】</p> <p>広島 FMP 開発関連アクセス道路について、現状把握を行い、財産管理課が実施した「道路敷地等として利用されている県有地」の調査において、登記簿等関係書類を提出した。今後は、財産管理課による全庁的な対応を踏まえて、対応を検討していくこととする。</p>

監 査 結 果 (意 見)

1 未利用県有地の利活用の推進について

(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡

道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。

措 置 の 内 容

【農業経営発展課】

シトラスパークは、尾道市が新たな利活用を強く望んでおり、尾道市の財政負担が生じていること、新たな利活用計画に健康をキーワードに食、運動、市民交流に寄与する内容が記される見込みであることなどから、県有施設のうち土地及び尾道市活用施設を無償譲渡することとし、その他の施設は撤去する予定としている（平成 28 年度譲渡完了予定）。

【森林保全課】

緑化センター内を経由する林道は、広島市東区福田地区と安芸区瀬野川地区を結ぶ林道として、緑化センター及び隣接する広島市森林公園の来園者のアクセス道として利用されている。

また、当該林道は、緑化センターの森林管理のみならず、緑化センター来園者の登山道や散策道としても利用されている。

現在、広島市森林公園と施設の利用促進を目的とした共同イベントの開催や共同広報の実施など連携した取組を進めており、当該林道は県・市共同で利活用していることから、当面現状どおりの取り扱いを行う。

監 査 結 果 (意 見)

1 未利用県有地の利活用の推進について

(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡

道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。

措 置 の 内 容

【港湾振興課】

箱崎漁港海岸環境施設のある地区は、海岸法第1条に規定する津波、高潮等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全に資することを目的として、同法第3条に基づき、海岸保全区域に指定しており、その管理者は広島県である。

県は、海岸管理者として、人命財産を防護する護岸等の海岸保全施設と余暇活動の場を提供する人工の砂浜等を一体的に整備するため、昭和63年度から平成13年度にかけて、主に国庫補助事業を活用し、整備を行った。

本来であれば、県が海岸管理者として、整備施設を一体的に管理運営すべきであるが、余暇活動の場の提供を目的とした箱崎漁港海岸環境施設については、福山市が当該施設に隣接して、フィッシャリーナ、ゲートボール場及び多目的広場などを管理運営しており、その目的は県と同一であることから、県と福山市が個々に管理運営を行うよりも、一元的に管理運営し、サービスの充実に資することが、公益の増進につながるとともに、県の投資効果も十分に発揮できると判断したため、福山市に貸付を行うこととしたものである。

なお、当該施設の整備に当たっては、福山市も整備費用を負担しており、また、この施設は、地域振興的要素も強く、地域の活性化の原動力になると判断したため、無償で貸し付けている。

また、福山市が管理運営を行うことにより、施設の管理運営に関する契約等の事務手続及び管理費用が軽減されている。

【住宅課】

指摘の県有地については、平成24年3月30日付けで広島市と使用貸借契約を締結して市道認定がなされており、広島市が維持管理を行っている。

現在、県と広島市の連携強化の一環として、県営住宅と市営住宅の管理運営を一本化する実施方法等について双方で協議を行っており、その中で譲渡等についても検討することとしている。

【西部建設事務所】

既に広島市（現施設管理者：貸付先）と譲渡について協議を行い、まとまらなかった経緯があるが、今後も検討を続ける。

監査結果(意見)

- (5) 長期にわたり貸付地として利用されている未利用県有地の譲渡
貸付地の中には、庁舎・事務所など建物が建てられたり、運動場や駐車場として長期に利用されているものがある。これらの未利用県有地については、県として引き続き所有する必要があるかどうかを検討したのち、不要と考えられるものについては、借受人と譲渡の協議を進めていただきたい。

措置の内容

【元広島県材料試験室(技術企画課)】

現在は建設工事材料等の試験業務の用途で、貸付をしている。今後、借受人の購入資金が調った時点で売却する予定である。

監査結果(意見)

- (6) 県営住宅の再整備における跡地の処分を見据えた計画策定
県営住宅の建替事業において、建て替えに際して建物を高層化したことにより、残置となった未利用県有地が、接道要件を満たしていないことから、新たに建物が建てられないなど利活用が困難となっている事例が見受けられる。このため、再整備計画の策定に当たっては、団地内道路の公道認定を市町に働きかけるなど、跡地利用を考慮した計画となるよう検討していただきたい。

措置の内容

県営住宅については、平成23年3月に「県営住宅再編5箇年計画」を策定し、計画的に再編整備を行っている。

再編整備に伴う建替事業等により生じる未利用地について、売却等によって他用途に転用する場合に接道条件の問題が生じる場合は、公道認定を市町に働きかけるなど跡地利用が可能となるよう検討していく。

監 査 結 果 (意 見)
<p>1 未利用県有地の利活用の推進について</p> <p>(4) 公共施設として利用されている未利用県有地の譲渡</p> <p>道路、公園、水路として地元市町において、公共施設として利用されている未利用県有地は、現在市町に無償で貸し付けられていること、今後も継続して市町による利用が想定されることから、県としての使用が見込まれないものであり、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡することを検討していただきたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【旧県立井口病院公舎跡地】</p> <p>当該土地について現状把握を行い、財産管理課が実施した「道路敷地等として利用されている県有地」の調査において、登記簿等関係書類を提出した。今後は、財産管理課による全庁的な対応を踏まえて、対応を検討していくこととする。</p>

監 査 結 果 (意 見)	
1 未利用県有地の利活用の推進について	(3) 不在者財産管理制度を活用した未利用県有地の処分の推進 未利用県有地の処分に当たり、隣接者が所在不明により境界確定が行えないため、財産の処分ができない事例が見受けられるが、このうち、平成 26 年度に農林水産局において、不在者財産管理制度を活用し、境界を確定した事例があった。元広島県立可部高等学校や安佐南警察署祇園交番（元安佐南警察署祇園県警待機宿舎）など、隣接者の所在不明等の理由により境界確定が行えない場合は、こうした制度を積極的に活用し、未利用県有地の処分を進めていただきたい。
措 置 の 内 容	
元広島県立可部高等学校の隣接地所有者の所在不明の事案については、平成 27 年 1 月に広島家庭裁判所に対し、不在者財産管理人選任申立を行い、平成 27 年 3 月に不在者財産管理人が選任され、現在、不在者財産管理人と境界確定について協議中である。	

監 査 結 果 (意 見)	
2 未利用県有地の管理に係る事務について	(1) 未利用県有地の管理に係る委託業務の集約 未利用県有地の管理に当たり、各機関において草刈り等の維持管理業務の発注がなされている。平成 25 年度に財産管理課が県有施設等環境整備事業として未利用県有地の草刈り業務の一括発注を行った事例がある。このような事例を先例に、各機関における個別発注ではなく、対象地をまとめて発注するなど事務の集約を行い、入札における競争性の確保及び発注事務の効率化を検討していただきたい。
措 置 の 内 容	
草刈り業務委託については、実施時期が集中し受注者も業務が多忙となること、県立学校の閉校施設は敷地面積が広大であることや、県内全域に散在することなどの、一括発注には適さない実情がある。近隣に教育委員会以外の所管課が異なる県有地があるなど、一括発注することにより効率化が見込まれる土地がある場合には関係機関と可能性を検討する。	

監査結果(意見)

(2) 財産の正確な数量の把握

管理規則及び教育委員会管理規則に定める土地台帳に記載する土地の面積欄には、登記面積欄と実測面積欄の2つがある。この2つの面積欄を比較したときに、明らかに面積が異なっているものがある。財産の数量は正確である必要があるため、その差異について原因を調査し、必要に応じて再測量を行うとともに、地積の更正を行うなど、財産の適正管理に努めていただきたい。

措置の内容

【元広島県立可部高等学校校舎】

平成24年3月に行った確定測量による地積更正登記の結果を土地台帳に入力していなかったことが原因であり、平成27年3月に地積更正登記後の結果を土地台帳に入力した。

【元広島県立白木高等学校】

公図混乱及び隣接所有者特定困難などの課題があるため、確定測量が実施できていない。隣接地番及び隣接所有者の特定には、莫大な労力を必要とすることから、確定測量の早期実施が困難な実情であるが、今後、法務局等の関係機関と連携し課題解決に努める。

【広島県立佐伯高等学校農業実習地】

廿日市市による地籍調査が平成26年度から平成28年度において当該県有地を含む地域で行われている。地籍調査の成果による登記簿の修正がなされた後に、土地台帳を修正することとしている。

【元七塚原青年の家】

平成19年に県立広島大学が土地測量を行い、その結果に基づいて土地が分筆され、変更登記が行われたが、その状況が土地台帳に反映されていなかったため、平成27年3月に土地台帳の修正を行い、登記面積と実測の整合を図った。

監 査 結 果 (意 見)

1 未利用県有地の利活用の推進について

(3) 不在者財産管理制度を活用した未利用県有地の処分の推進

未利用県有地の処分に当たり、隣接者が所在不明により境界確定が行えないため、財産の処分ができない事例が見受けられるが、このうち、平成 26 年度に農林水産局において、不在者財産管理制度を活用し、境界を確定した事例があった。元広島県立可部高等学校や安佐南警察署祇園交番(元安佐南警察署祇園県警待機舎)など、隣接者の所在不明等の理由により境界確定が行えない場合は、こうした制度を積極的に活用し、未利用県有地の処分を進めていただきたい。

措 置 の 内 容

不在者財産管理人制度を利用し境界を確定するために、平成 27 年 6 月末に不在者財産管理人が選任され、平成 27 年 7 月末に境界確定を行いました。

現在、境界確定した結果を元に法務局へ現登記内容を更正すべく手続き中で、それが終了次第、土地を財産管理課へ引継ぐ予定です。